

「施設使用料の改定について」に寄せられた意見

「施設使用料の改定について」に寄せられた意見

No.	意見の要旨	審議会委員メモ欄
1	個人所得が増えていない状況での値上げには反対する。	
2	消費税が 10 パーセントに上がり、市民の経済状況に余裕がなくなっている中での値上げには反対する。	
3	年金支給額が減少し、高齢者の可処分所得が減少している中での値上げには反対する。	
4	石狩市の「一人いちスポーツ」のスローガンに反するおそれがあり、スポーツの心身の両面にわたる健康の保持増進という目的に反する値上げには反対する。	
5	石狩市の財政状況から値上げは不可避であるならば、市外の利用者のみの値上げに留めるべきである。 (同様の意見：1 件)	
6	スポーツ広場において 10 割減免団体が大会を開催する場合、半日で終了する場合であっても終日の予約がされている。また、予備日も終日予約がされており、大会が予定通りに消化された場合、現在は 5 日前までに申請しないと利用ができないため、予備日は誰も使用していない。 これらを整理することで、本来入るはずの使用料が増えて、値上げ幅を抑えられるのではないかと。	
7	スポーツ広場の夜間照明の使用料については、10 割減免団体であっても徴収すべきではないかと。	

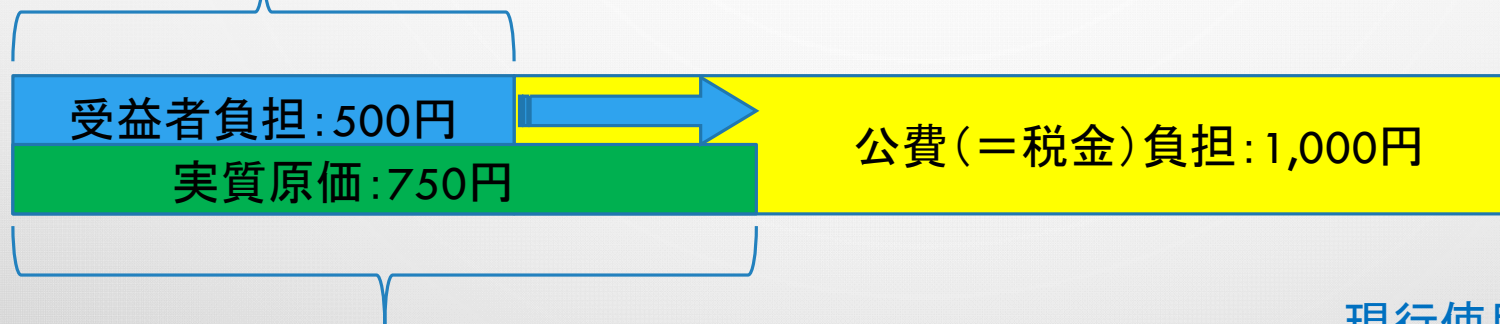
No.	意見の要旨	審議会委員メモ欄
8	使用料の値上げではなく、他のことから管理費等を捻出してほしい。	
9	使用料が2倍になると、とてもではないが使用できなくなる。サークルを辞めざるを得ない人も出てくる。 (同様の意見：2件)	
10	手軽に施設を利用し運動をすることで、医療費の削減や介護予防などに繋がる。値上げにより施設の利用回数を減らさざるをえないので、施設利用料は現行据置にしてほしい。 (同様の意見：4件)	
11	「他市や関連施設との整合性を図る」ための値上げとあるが、整合性を図る必要性はあるのか。	
12	現在公の施設の一般開放の使用料が一律100円に設定されている根拠は何か。	
13	運動をしている市民と、運動をしていない市民の医療費を調査する必要がある。改定による影響額の930万円は、増加を抑えられている医療費で賄えるのではないか。	

No.	意見の要旨	審議会委員メモ欄
14	生活困窮者、身体障がい者に、使用料の免除規定が必要ではないか。	
15	専用利用料金の値上げについては、理解する。	
16	「他市」との整合性を図るため値上げとあるが、具体的にどこの市と比較したのか。また、この「他市」は、市民に対するサービスが石狩市と同じなのか。	
17	石狩湾新港地域の企業に対し、固定資産税を免除する制度があると聞いているが、制度の内容や免除の具体的な金額を示してほしい。また、免除できる財源があるのであれば、施設使用料の値上げを避けてほしい。	
18	冷房設備のないところは、料金を上げないでほしい。	

例：〇〇コミュニティセンター会議室使用料

- ・現行使用料(1時間):500円
- ・実際にかかっている1時間当たりのコスト(原価):1,500円 ※実態調査に基づく算出結果
- ・受益者負担率(第2分類):受益者50%、公費(=税金)50%

現状の受益者(利用者)負担率:33% $500円 \div (1,500円 \times 50\%) \times 100 = 66.7\%$
 実質原価:750円



望ましい受益者(利用者)負担率:50%(実質原価750円)

現行使用料が実質原価の90%を下回っているため、改定検討対象

原価計算のほか、現行料金設定後の経過年数や、市内及び近隣自治体の同様の公共施設の使用料状況等を勘案して改定案を作成(上限100%アップ)

料金改定のフロー

追加資料③

①実態調査 直近の決算額等を使って単位(m²)当たりの費用(原価)を算出

追加資料①: 1,500円

②施設の性質(4分類)に基づいて、公費負担と受益者負担の負担率を設定

追加資料①: 50%

③原価 × 受益者負担率
＝ 実質原価を算出

追加資料①: 750円

④現行使用料と実質原価の比較(使用料が実質原価の90%以下、150%以上の場合、検討対象とする)

追加資料①: 66.7%

⑧⑦の意見等を踏まえ使用料、手数料等審議会にて答申

R3.7.29 審議会

⑦改定案についてパブリックコメントを実施

R3.6.1～7.14

⑥改定案について使用料、手数料等審議会に諮問

R3.5.28 審議会

⑤市内及び近隣自治体の同様の施設の使用料設定状況等を勘案して改定料金案を設定

⑨答申案を基に各施設の条例改正案作成

R3.11

⑩石狩市議会にて条例改正審議・議決

R3.12

⑪改正条例施行

R4.4